

介護予防プラン作成委託業者の承認案件に係る持ち回り審議の実施方法について

1. 持ち回り審議を実施する理由

介護保険法の中で、第1号介護予防支援事業については地域包括支援センターが、指定介護予防支援については指定介護予防支援事業所が実施することとなっているが、どちらにおいても業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。

小牧市地域包括支援センター運営協議会の事務分掌において、「第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定」が定められていることから、この運営協議会の中で、委託できる指定居宅介護支援事業所の選定を行う必要がある。

2. 現在の実施方法

- ① 市内の地域包括支援センターより委託先の指定居宅介護支援事業所の承認依頼
- ② 市より運営協議会委員の皆様へ審議依頼
- ③ 委員の皆様より FAX 等にて回答をいただく
- ④ 「異議無」多数の場合は承認となり、その旨を依頼があった地域包括支援センターへ連絡

3. 現状における課題

- ① 委託先の指定居宅介護支援事業所の承認依頼があった場合、文書による手続きが必要であり、各委員からの承認に時間がかかってしまう。
- ② 期限内に、各委員からの回答がない場合、確認作業が必要であり、さらに時間がかかる。

4. 今後の実施方法

- ①市内の地域包括支援センターより委託先の指定居宅介護支援事業所の承認依頼
- ②市より運営協議会委員の皆様へ審議依頼
- ③回答期限以内に「異議有」の連絡がない場合は承認とし、その旨を依頼があった地域包括支援センターへ連絡

※委託先について異議がない場合、各委員からの回答書の提出を省略し、迅速に承認することができるようにする。

5. 今後のスケジュール

小牧市地域包括支援センター運営協議会において承認いただければ、次の依頼から上記方法で実施する。